

第102回市町村職員を対象とするセミナー

「生活困窮者自立支援制度について」

関係機関との連携と

子ども・若者支援に関する取組について

相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課



本市の生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者

生活保護が必要な方
生活保護の申請に至らなかった方
庁内窓口、外部関係機関等からの案内

- ・福祉事務所内の迅速性
- ・他法他施策の活用等
- ・生活保護の適用

自立相談支援事業の実施
(福祉事務所設置施設内に併設)

福祉事務所

生活保護や児童扶養手当の申請など
(住宅支援給付・ホームレス支援)

最初にケースワーカーが相談⇒相談員⇒個別支援

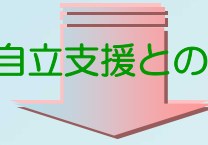
「自立支援相談窓口」の開設

- ※自立支援相談員 2名
- ※受託先によるキャリアカウンセラー 1名

- ◎生活状況の把握や課題の整理
- ◎個々の状況に合った支援計画の作成

南区の相談窓口にハローワークのジョブスポットを併設
(職業相談・職業紹介)

生活保護の自立支援との一体的な実施



就労支援

ハローワーク
市就職支援センター

就労準備、就労訓練
受入先の開拓

就労準備支援

履歴書の書き方
面接の受け方など

就労準備支援

就労体験、ボランティア活動、農業体験

個々の状況に合った
支援計画により

寄り添い・伴走型の支援

(関係機関との連携
ネットワーク)

住宅支援給付

求職活動を支える家
賃費用を有期に給付

子ども・若者

学習支援、保護者への
助言、居場所の提供

一時生活支援

住居喪失者に一時的
な生活を提供

その他の支援

年金受給調査支援
家計相談支援
など

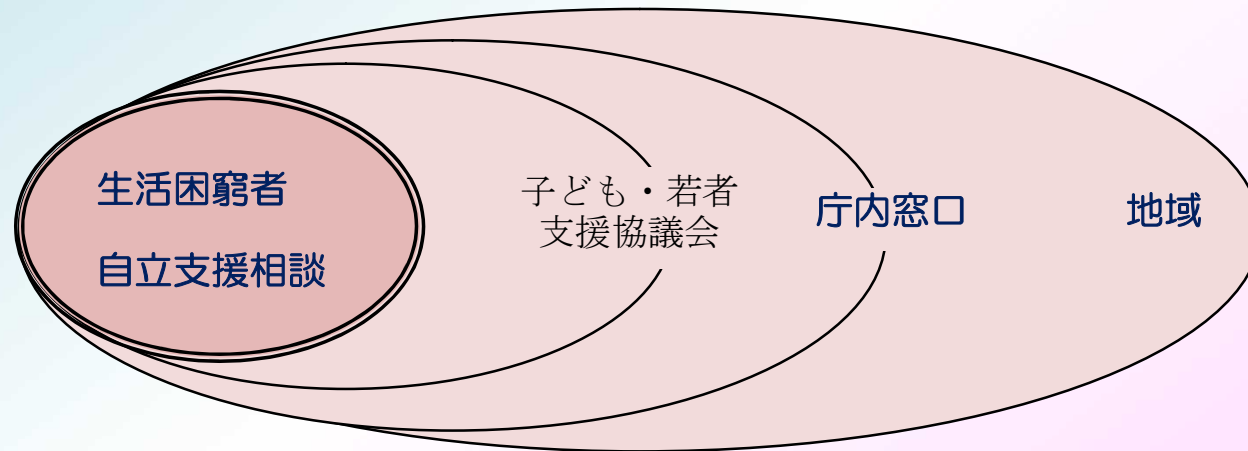
健康管理支援

看護師等による
アドバイス

生活保護の自立後の見守り支援

自立相談支援事業における関係機関とのネットワークの構築

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）



市福祉・雇用協働協議会
市ワンストップ就労支援事業運営協議会

地域見守り活動（ライフライン事業者等との県協定）
高齢者見守り（民生委員の活用、JA・平塚信金との協定：高齢部局）
災害時要援護者避難支援事業

自立支援相談窓口への案内及び連携先

市役所・区役所の市民サービス窓口（戸籍、納税、料金、福祉、保健、雇用、教育など）
庁外機関（社協、地域包括支援センター、ハローワーク、若者サポートステーションなど）
地域（民生委員・児童委員、自治会、NPO、医療・福祉施設、ライフライン事業者など）

※主な関係機関

保健(福祉)センター、児童相談所、母子生活支援施設、学校・教育機関、ハローワーク、市就職支援センター、若者サポートステーション、社会福祉協議会、商工会議所、消費生活センター、法テラス、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者自立相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域定着支援センター、更生保護施設、自立支援ホーム、ホームレス支援団体 など

※地域

民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、商店街・団体、農業団体、地域住民、町内・自治会、企業、病院・診療所、警察、ライフライン事業者 など

◎庁内体制

- (現状)・庁内関係課長会議の開催による共通認識 ・住宅支援給付事業を生活保護所管課へ移管
 - ・自立支援相談窓口を福祉事務所に併設
- (今後)・全庁的な関係課長会議の設置、個々の状況に応じてケース検討会議の開催
 - ・子ども、雇用部局との施策検討 ・地域福祉計画の見直しにおける位置付け作業

◎外部関係機関との連携

- ・各組織、団体で構成する協議会等への周知及び協力依頼を行っていく
- ・地域の機関、施設における相談窓口のサテライト的な機能の確保
- ・各組織、団体の代表者との地域づくりの構築に向けた検討を行っていく
- ・地域の団体等とのからの地域づくりへの提案を求めていく

地域との協働による地域づくり

関係機関との連携と 子ども・若者支援に関する取組について

自立支援

本市における自立支援の推進

◎リーマンショック以降における生活保護世帯「その他世帯」の増加

◎抱えている様々な課題（複合的）

低所得者の増加、ニート、ひきこもり、不登校・中退、メンタル面、
家庭環境、高齢化、核家族化、情報網の進展、孤立など

⇒地域づくりや人・社会との関わりが希薄

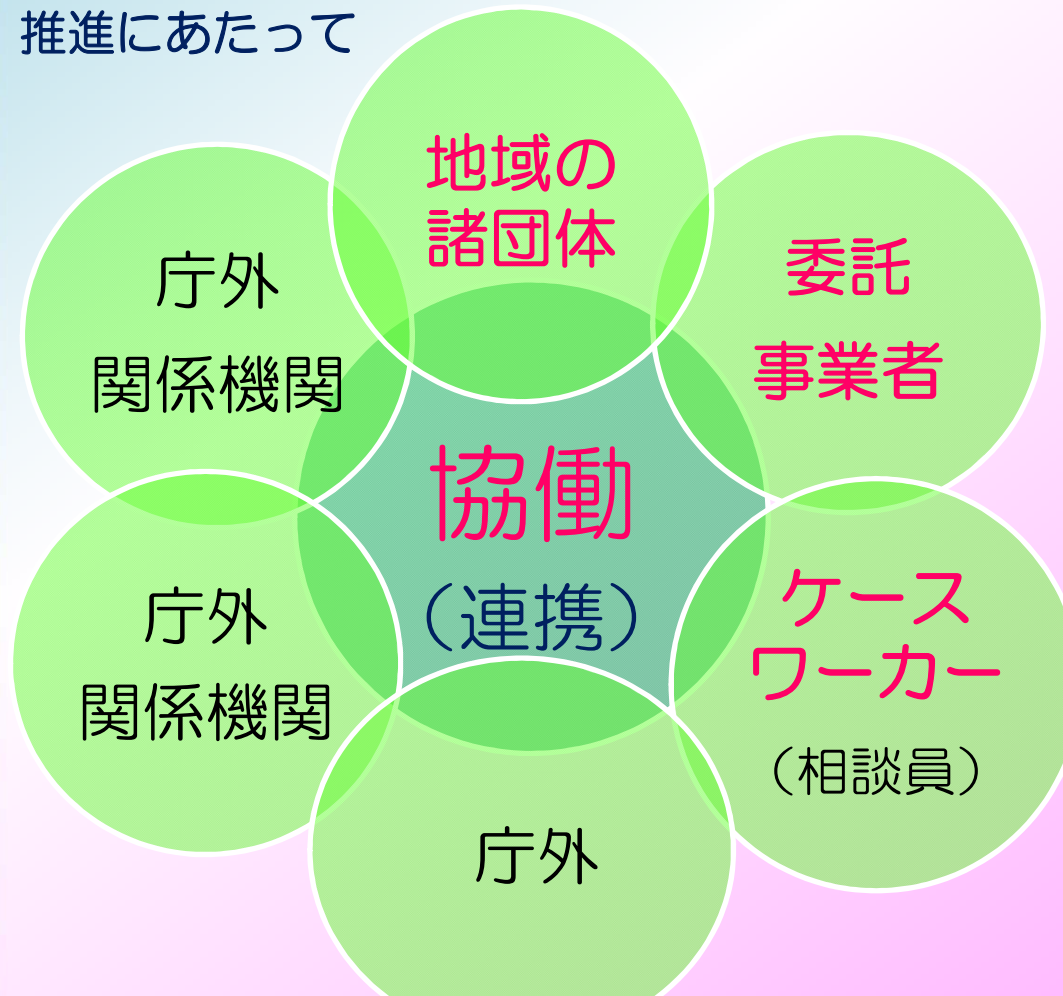


- 個々の状況に合った支援を きめ細かに寄り添い
- 地域との協働による 社会的な居場所づくり

関係機関との連携と 子ども・若者支援に関する取組について

自立支援

推進にあたって



※地域の諸団体：NPO法人、商店会、農業生産法⁶、社会福祉法人、ボランティア団体など

➤ 委託として実施しているが、ケースワーカーも一緒に取組み

➤ 地域の方と一緒に取組み（商店街）



➤ 寄り添いながら個々の状況に合った支援

➤ 生活習慣、コミュニケーションの向上

➤ 社会性の育成

子ども・若者への自立支援の推進

◎家庭環境の不安定さなどの要因から様々な課題を抱え、学習意欲の低下、学力の不足、高校進学を断念、全日制ではなく定時制や通信制への進学、将来の見通しがないまま高校を中退 といったケースが少なくない。

◎進学したものの、社会性の欠如やコミュニケーション能力の未熟さなどから、自らの将来を描くことができず、高校卒業後も漫然とアルバイトなどの不安定な生活を送っている状況もある。

⇒貧困の連鎖、生活保護の受給期間の長期化

本市の高校進学率の状況（25年3月）

	高校進学率	全日制進学率
一般世帯	98.70%	87.60%
生保世帯	92.30%	51.30%

「貧困の連鎖」発生率 25.1%

（関西国際大学道中隆教授による平成18年度調査）

事業着手当時の南区では44%

関係機関との連携と

子ども・若者支援に関する取組について

子ども若者



- 全日制高校などへの進学を促進、ひきこもりや中退にならないよう高校就学の維持、進路についての支援
- ありのままでいられる居場所を確保し、学習支援・学び直しの支援を行うとともに、社会性や他者との関係を育む支援や就労支援などを推進

中学生～若者(30歳代)までの継続的な支援

きっかけ：平成21年7月に、さがみはら若者サポートステーションが開設

実施経過 ◎同年10月に、さがみはら若者サポートステーションを運営

しているNPO法人に委託し、若者自立支援事業を開始

◎平成22年8月に、「若者すだち支援事業」として、中学3年生への学習支援を開始

◎3区に拡充し、24年度から両事業を統合して実施

実施内容

資料6-2のスライドP35～P50

関係機関との連携と 子ども・若者支援に関する取組について

就労関係

就労体験・社会参加等支援事業

◎リーマンショック以降における生活保護世帯「稼働年齢層」の増加

◎抱えている様々な課題（複合的）

◎自らの力では、なかなか就労に結びつかない

⇒就労意欲の低下、自信の喪失（更に自信がない）
地域づくりや人・社会との関わりが希薄



- 個々の状況に合った支援を きめ細かに寄り添い
- 社会との関係を結びなおす、自信を取りもどす ために
地域との協働による 社会的な居場所づくり

実施内容

資料6-2のスライドP15～P34

関係機関との連携と 子ども・若者支援に関する取組について

まとめ

まとめ

- 今後の取り組みに向けて
- 成果・評価
- 最後に